◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第３２１号（H27. 10. 16）◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝６件（１０月９日～１０月１５日分）
（１）乗合バスの死傷事故
（２）乗合バスの車内事故
（３）法人タクシーの転覆事故
（４）法人タクシーの死傷事故
（５）法人タクシーの火災事故①
（６）法人タクシーの火災事故②
２．後退時等の安全確保の徹底について
３．事業用自動車の安全確保の徹底について
４．「事業用自動車事故調査報告書（貸切バスの追突事故）」に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて
５．１０月は、自動車点検整備推進運動強化月間です！
６．ＳＡＳ対策マニュアルを改訂しました！
７．トラックの保有車両数が５両未満の営業所であっても、運行管理者が選任されていない場合は、行政処分の対象になります！
８．自動車製作者等が定めた交換期限を超えて定期交換部品を使用すると重大な事故を招くおそれがあります！
９．ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
１０．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！

◇◇◇

置く乗合バスが乗客９名を乗せて運行中、車内事故が発生した。
この事故により、乗客１名が重傷を負った。
事故は、バスが停留所に停止しようとしたところ、バスが停車する前に乗客が席を立ったことから転倒した模様。

（３）法人タクシーの転覆事故
１０月９日（金）午前９時３０分頃、栃木県の市道交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、乗用車と衝突し転覆した。
この事故により、タクシーの運転者が重傷を負った。
事故は、タクシーが青信号で交差点に進入したところ、右方向から赤信号で進入してきた乗用車と衝突し、そのはずみでタクシーは転覆した模様。

（４）法人タクシーの死傷事故
１０月１０日（土）午前５時０５分頃　愛知県の市道交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが運行中、自転車と衝突した。
この事故により、自転車に乗っていた者が死亡した。
事故は、タクシーが青信号で交差点に進入したところ、赤信号で交差点に進入してきた自転車と衝突した模様。

（５）法人タクシーの火災事故①
１０月１３日（火）午後１１時２５分頃、長崎県の市道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客１名を乗せて運行中、火災事故が発生した。
この事故による負傷者はなし。
事故は、タクシーが走行中、エンジンルームから煙が上がったため、タクシーを停車させ、乗客を避難させるとともに消防へ通報した。

（６）法人タクシーの火災事故②
１０月１５日（木）午前４時頃、沖縄県の県道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客１名を乗せて運行中、火災事故が発生した。
この事故による負傷者はなし。
事故は、タクシーが走行中、車両に異常を感じて停車したところ、エンジン・ルームから出火した模様。

上記６件の死傷者数計：死亡２名、重傷２名、軽傷０名（速報値）

◇◇◇

本年１０月３日、徳島県徳島市内の道路において、視覚に障害のある男性と盲導犬が、後退警報装置のスイッチをオフにしたまま後退してきたトラックにひかれて死亡する事故が発生しました。
事業用自動車の運行においては、車高、視野、死角、内輪差及び制動距離等その構造上の特性を踏まえた上で、安全確保を徹底することが求められております。
運送事業関係者の皆様におかれましては、日頃より安全の確保に取り組んで頂いているところですが、今回のような事故を防止するため、下記の点を含めて、後退時等の安全確保を徹底していただきますよう、お願い致します。

記

１．運転者は、交通法規を遵守するとともに、進路変更、転回、後退等しようとするときは、あらかじめバックミラー等により周囲の安全を十分に確かめること。
２．後退時等に周囲に発音することにより歩行者等に対して注意喚起を行う装置（後退警報装置、左折警報装置など）を備える車両では、やむを得ない場合を除き、当該装置を停止しないこと。
３．運送事業者は、運転者に対して車両の構造上の特性について理解させるとともに、危険の予測及び回避に必要な技能を習得させる等適正な指導及び監督を実施すること。

上記の内容は、平成２７年１０月１５日付け、国自安第１３３号、国自技第１６０号により、関係団体に対し、事故防止通達として発出しています。
運送事業関係者におかれましては、周知をお願い致します。

◇◇◇

目標（平成３０年までに、年間死者数２５０人以下、年間事故件数３万件以下）を達成するため、各種施策を実施しているところでありますが、運送事業関係者の皆様におかれましても、引き続き、運行管理の確実な実施、社内の安全意識の徹底等あらゆる施策を通じ、事業用自動車の安全運行の確保に万全を期すよう、お願い致します。

上記の内容は、平成２７年１０月６日付け、国自安第１３０号により、関係団体に対し、事故防止通達として発出しています。
運送事業関係者におかれましては、周知をお願い致します。

◇◇◇

よる運行の危険性を十分理解させるとともに、危険予知訓練やヒヤリハット体験を活用した実践的教育に積極的に取り組む必要がある。

○脇見運転等の防止
運転者は、走行中に図形情報板を見て道路交通状況を確かめる際は、運転者の視線が前方の交通状況から逸脱することを認識し、これを継続的に注視しないことが必要である。

○制限速度の遵守
運転者は、高速道路において速度の感覚が鈍くなることを認識し、適宜、速度計により走行速度を確認することが必要である。また、速度の出し過ぎはブレーキをかけてから車両が停止するまでの制動距離が長くなり、追突事故を起こす可能性が高くなることから、制限速度を遵守することが重要である。

今回の報告書にあっては、貸切バスの案件ではありますが、追突事故は業態を問わず共通した要因が含まれています。追突事故の一層の防止を図る観点から、バス事業関係者はもとより、トラック及びタクシー等事業関係者の方々におかれましても、これら再発防止対策を参考として、より一層安全性の高い運行管理業務に取り組まれますようお願い致します。

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000206.html

◇◇◇

業者は近年、増加の一途を辿っています。しかし、未だに事故後に初めて運転者のＳＡＳが発覚するというようなケースも後を絶たず、ＳＡＳスクリーニング検査の実施は決して浸透したとは言い切れません。ＳＡＳスクリーニング検査は、平成２６年４月に改訂された「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の中での「推奨検査」とされており、更なるＳＡＳスクリーニング検査の周知と、適切な治療が強く望まれます。

その一方、１０年以上を経て、ＳＡＳスクリーニング検査後の職場内での運用等において、管理者が手探りで模索している状況も見受けられています。

本マニュアル改訂版では、「ＳＡＳ対策は難しい」と捉えて、なかなか検査に踏み切ることができない、検査はしたもののフォローができていない、乗務可否判断が難しいなど、事業者が感じている対応面での懸念を踏まえて、ＳＡＳスクリーニング検査の実施前（準備）から実施後（フォロー・活用）までの対応について、一連の流れを具体的に示しました。

本マニュアルを指針として、運輸業界において、ＳＡＳスクリーニング検査が更に普及するとともに、適切な治療がなされることによって、「安全と健康」が一層向上するよう、平成２７年８月２７日付けで関係団体あて通知しました。

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。

→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000210.html

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

【７．トラックの保有車両数が５両未満の営業所であっても、運行管理者が選任されていない場合は、行政処分の対象になります！】

平成２７年５月１日より、保有車両数が５両未満の営業所においても、運行管理者の選任が必要となりました。（注）

５月１日以降に運行管理者が選任されていない場合は、行政処分の対象となります。なお、処分基準における運行管理者の選任違反（選任なし）は、３０日間の事業停止処分が科せられます。

（注）専ら霊きゅう自動車または一般廃棄物の収集のために使用される自動車を管理する営業所、離島に存する営業所等、許可等にあたりその業務の範囲を限定して行われている営業所について、事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認められるものとして、地方運輸局長により公示された営業所については、保有車両数が５両未満でも運行管理者を選任する義務はありません。

〇改正貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成２年運輸省令第２２号）（抄）

第１８条（運行管理者の選任）

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を３０で除して得た数（その数に１未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に１を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、５両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生じるおそれがないと認めるものについては、この限りではない。

公布：平成２５年３月２９日
施行：平成２５年５月１日

※運行管理者の選任に関し、ご不明な点がございましたら、最寄りの運輸支局までお問い合わせください。
→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/top/data/notice-truck.pdf

◇◇◇

ていたため、ブレーキ系統のエア漏れによって駐車ブレーキが作動しブレーキの引き摺りを生じたことが原因の車両火災事故が、過去５年間で５７件発生していたことがあります。
このように定期交換部品を自動車製作者等が定めた期間を超えて使用することは、重大な事故に繋がるおそれがあることから、貴会傘下会員に対して上記大型トレーラのブレーキチャンバをはじめ、定期交換部品の推奨期間毎の交換の必要性と確実な保守管理の実施について周知徹底願います。

◇◇◇

・H24年3月：トラック追突事故防止マニュアル
・H23年7月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
・H22年7月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
・H21年10月：映像記録型ドライブレコーダー活用手順書
・H20年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル
・H19年6月：ＳＡＳ対応マニュアル「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう！」

◇◇◇